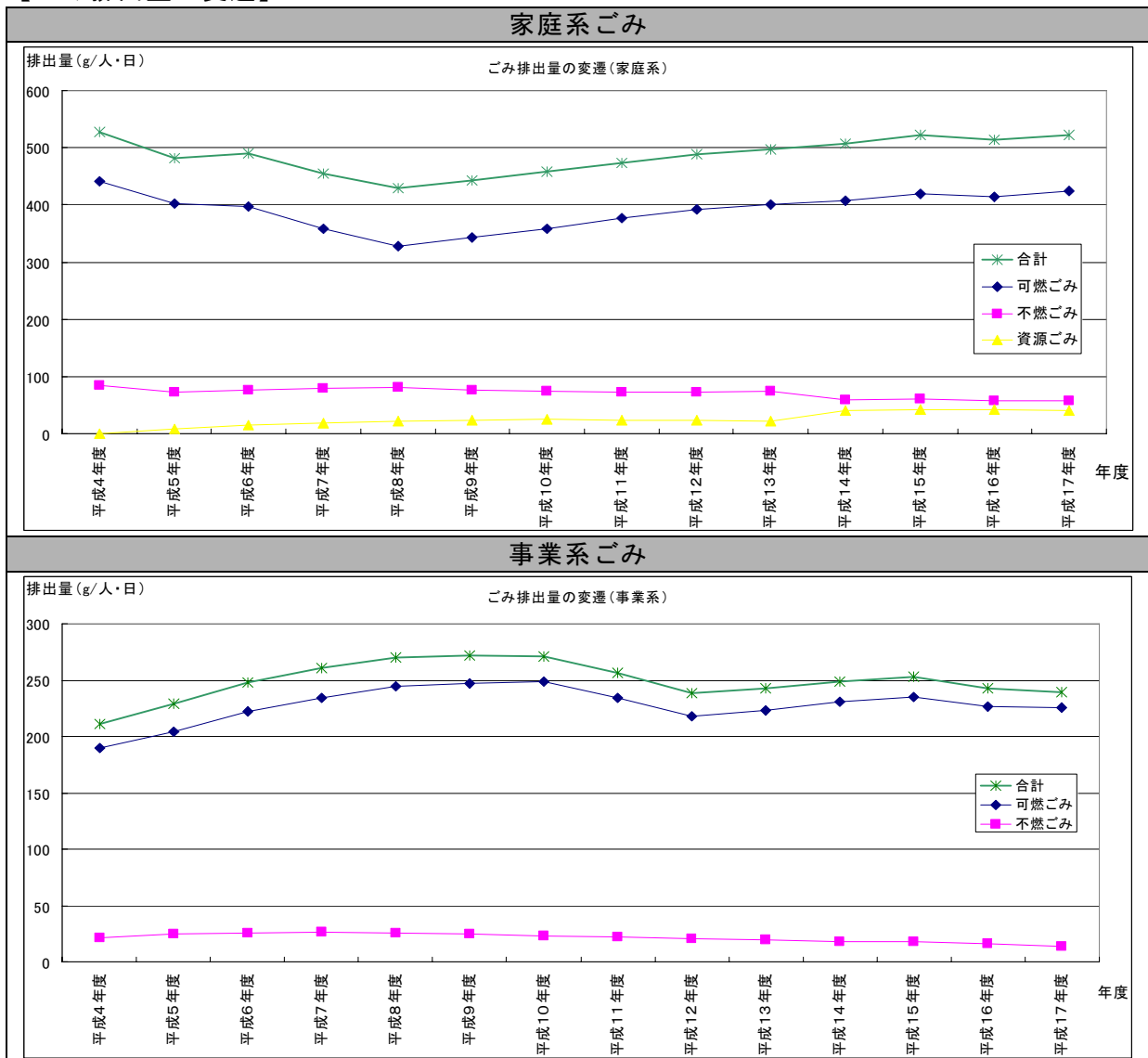


### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーションがきれいになった</li> <li>・収集効率の向上</li> </ul> </li> <li>●住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	特になし
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●半透明の指定袋の採用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみだけが入っているかどうかわかるように半透明の指定袋とした</li> </ul> </li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	

#### 【ごみ排出量の変遷】



<b>千葉県野田市</b>	常住人口	153,916 人（平成 18 年 1 月 1 日）
	常住世帯数	56,587 世帯（平成 18 年 1 月 1 日）
担当課：環境部 清掃計画課	面積	103.54km <sup>2</sup>
合併：平成 15 年 6 月に隣接する関宿町と合併	市内総生産	—

### 3. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的・背景	減量化（前年比 2 割削減） 1 年間で 150 回の収集を行っているが、これを 2 割削減（120 回とする）ことで制度を設計。	—
導入	平成 7 年 4 月	—
料金体系	一定量無料型	—
分別区分	可燃ごみ：指定袋（一定量を超えて排出する場合有料） 不燃ごみ：指定袋（一定量を超えて排出する場合有料） 資源ごみ：無料 新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑紙、びん類、ペットボトル類、金属類、布衣類 粗大ごみ：処理券 500 円/点（後に 520 円/点）（戸別収集）	—
料金水準	1 世帯当たり 120 枚/年（後に 130 枚/年）の指定ごみ袋無料引換券を配布し、それを超えて排出する場合には、有料の指定ごみ袋を購入することになる。 ごみ袋の単価は平成 4 年度ごみ処理単価の 1/2 を反映し、大（40ℓ）170 円、小（20ℓ）85 円とした。（後に小（30ℓ）125 円を追加）	—
可燃ごみ	無料配布 可燃・不燃併せて年間 130 枚 ※記名式 無料配布分で足りない場合 20L：85 円/枚 30L：125 円/枚 40L：170 円/枚	—
不燃ごみ	無料配布 可燃・不燃併せて年間 130 枚 ※記名式 無料配布分で足りない場合 20L：85 円/枚 30L：125 円/枚 40L：170 円/枚	—
収集方法	ステーション収集	—
徴収方法	有料指定袋（可燃：半透明、不燃：透明） 指定ごみ袋販売店で取扱い。	—
手数料収入の用途	廃棄物減量基金へ全額積立。 用途は、ごみの発生抑制・再利用を推進施策等に充当。 なお、歳入は 5,200 万円～5,800 万円程度（全ての手数料収入（事業系含む）の合計）	—
財政負担	指定ごみ袋作成、ごみ袋無料引換券印刷及び各世帯への郵送料、ごみ袋引換手数料等の経費が増加した。	—

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民説明会の開催(平成6年11月から平成7年3月まで) <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ごみ袋制度及び粗大ごみの有料化制度等について、地区座談会と称し、自治会・衛生区単位に説明会を実施。</li> <li>・開催回数約350回。各地区の参加率は7~8割程度。</li> <li>・職員2人1組で3班編成し、各自治会の要請により出向。自治会未加入者については、衛生区長を通じて周知を依頼した。</li> </ul> </li> <li>●広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報にシリーズで掲載。</li> <li>・新聞折り込による周知。</li> <li>・駅の掲示板やバス車内への広告掲載。</li> </ul> </li> </ul>
<p>その他の施策との併用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●搬入手数料の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・300kgまで無料、100kgごとに300円を10kgまで無料、10kgごとに100円(後に150円)</li> </ul> </li> <li>●資源回収品目の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル(平成7年4月から)、飲料用紙パック(平成8年10月から)を資源回収品目に追加</li> </ul> </li> <li>●生ごみ処理機器購入助成制度再開</li> <li>●粗大ごみの戸別収集の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化への動機付けを高め、廃家電製品を中心とした事業者の下取り促進のため一定の負担を求めるため、一律500円(粗大ごみの重量・容積ということではなく、運搬経費の一部負担という考え方)で、申し込みによる戸別収集を実施。</li> </ul> </li> <li>●廃棄物減量等推進員の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年4月1日から「野田市廃棄物減量等推進員」制度を導入</li> </ul> </li> <li>●無料引換券の還元制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度で使い切らなかった引換券10枚券と古紙100%のトイレットペーパー1パック(12ロール入り)と引替え。</li> </ul> </li> </ul>

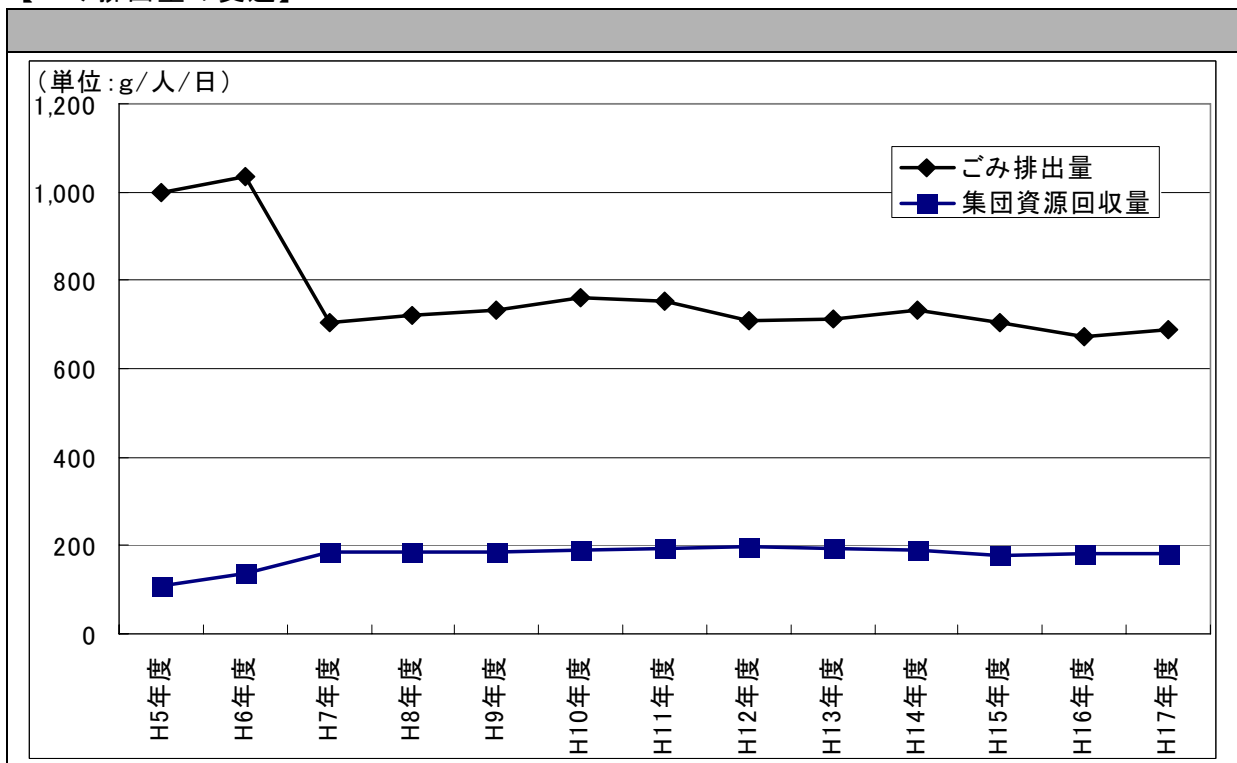
## 【導入の経緯】

- H4  
12月：「野田市廃棄物減量等推進審議会条例」施行
- H6  
5月：「野田市廃棄物減量等推進審議会」からの答申  
11月：地区座談会（住民説明会）の開催（～H17年3月）
- H7  
4月：指定ごみ袋制度開始  
粗大ごみの戸別収集・有料化開始  
ペットボトルを資源回収品目に追加
- H8  
4月：「野田市廃棄物減量等推進員」制度を導入  
5月：地区座談会の開催。市民の意見を集約（～7月）  
集約された市民の意見について、代表者会議で討議（8～10月）  
10月：飲料用紙パックを資源回収品目に追加
- H9  
4月：夏場対策として可燃ごみ袋10枚増  
30ℓの指定袋を追加  
6月：粗大ごみ戸別収集手数料の改定  
1個、1束又は1セットにつき500円  
→1個、1束又は1セットにつき520円
- H10  
4月：搬入手数料の改定  
10kgまで無料、10kgまでごとに100円  
→10kgまで無料、10kgまでごとに150円
- H12  
4月：「野田市堆肥センター」が稼働  
剪定枝、落ち葉や刈草などの堆肥化施設  
ごみとして排出される剪定枝等の増加が契機  
「ルール違反ごみ取り残し」の強化  
ごみ排出量の増加対策として、分別・袋の縛り方・記名の3点を  
重点的項目とし、ルール違反ごみの取り残しを強化・徹底。
- H13  
12月：廃棄物減量等推進員（代表者）による市内不法投棄パトロールの開始
- H15  
4月：指定ごみ袋の形状を変更（取っ手付き指定袋へ）  
6月：関宿町と合併。ごみ出しルールは野田市方式とする。
- H16  
7月：高齢者、障害者世帯のごみ及び資源について、無料戸別収集を開始

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	廃棄物排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物排出量の減少 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年に約 1,000 g / 人であった排出量は約 700 g / 人まで減少、約 3 割の減量効果が見られた。</li> </ul> </li> <li>● ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民への対応の負担の増加</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルール違反ごみは、違反ステッカーを貼って回収せずに集積所に取り残しを行っている。</li> <li>・ 地区指導員（廃棄物等減量推進員）によるゴミ出しルール徹底等に取り組んでいる。</li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄監視システムの導入、24 時間留守番電話による不法投棄の通報受付、定期的なパトロールを実施している。</li> <li>・ 地区指導員（廃棄物等減量推進員）による自主的なパトロールの実施。</li> </ul>

【ごみ排出量の変遷】



<b>東京都 日野市</b>	常住人口	172,483 人（平成 18 年 3 月末日）
	常住世帯数	75,235 世帯（平成 18 年 3 月末日）
担当課：環境共生部ごみゼロ推進課	面積	27.53km <sup>2</sup>
合併：なし	市内総生産	—

#### 4. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ 排出量が 90L/回以下の少量排出事業所が対象
目的背景	日野市はごみ量が多く、リサイクル率は多摩地区でワースト 1 であり、最終処分場への配分搬入量が超過していることから追徴金の発生が危惧されるほどであった。この状況を打開するため、市では平成 9 年 10 月に「ごみ非常事態」を市の広報で訴え、その後、①ダストボックス収集の廃止、②排出者責任を明確にするための原則戸別収集方式の選択、③有料指定袋制、3 つをセットにしたごみ減量・リサイクル推進を実施。	
導入	平成 12 年 10 月	平成 12 年 10 月
料金体系	排出量単純比例型	排出量単純比例型
分別区分	5 区分 13 品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 粗大ごみ：品目別料金シール貼付制 有害（危険）ごみ：無料 資源物（9 品目）：無料 （新聞、雑誌・雑誌類、牛乳パック類、古着、古布類、びん、缶類、ペットボトル、トレイ類） ※有料化に伴い、資源物（トレイ類）にプラボトルを追加。	4 区分 12 品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 有害（危険）ごみ：無料 資源物（9 品目）：無料 （新聞、雑誌・雑誌類、牛乳パック類、古着、古布類、びん、缶類、ペットボトル、トレイ類） ※有料化に伴い、資源物（トレイ類）にプラボトルを追加。
料金水準	ごみ排出量削減や資源分別の動機付けになるよう、500 円/月程度（3～4 人世帯）の負担を想定した料金設定。	処理費相当額として設定
可燃ごみ	単価 2 円/L ミニ袋 5L：10 円/枚 小袋 10L：20 円/枚 中袋 20L：40 円/枚 大袋 40L：80 円/枚	単価 6.7 円/L 小袋 15L：100 円/枚 特大袋 45L：300 円/枚
不燃ごみ	単価 2 円/L ミニ袋 5L：10 円/枚 小袋 10L：20 円/枚 中袋 20L：40 円/枚 大袋 40L：80 円/枚	単価 6.7 円/L 小袋 15L：100 円/枚 特大袋 45L：300 円/枚
収集方法	原則戸別収集 約 4 万箇所から回収。 ※ダストボックス収集から変更。	
徴収方法	有料指定袋（可燃：緑の半透明、不燃：オレンジの半透明） 市内 185 店舗（スーパー、コンビニ、酒屋等）で取扱い	
手数料収入の用途	一般財源への組入れ収入相当額を清掃事業に利用	
財政負担	有料化・戸別回収・資源化等の施策により、7 億程度の経費増加となっている。	

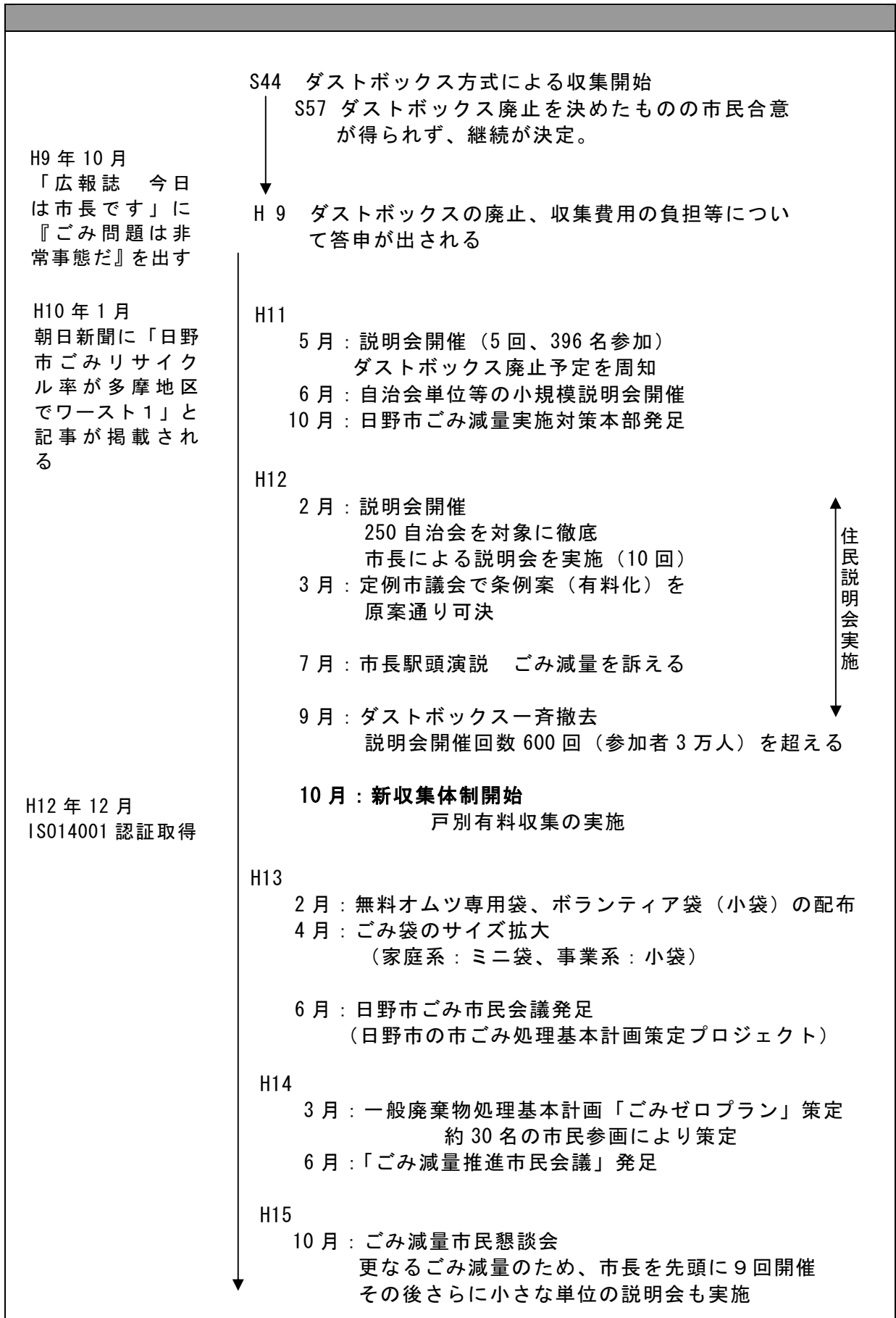
【ごみ処理費の推移】

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
発生抑制費(千円)	55,513	120,906	97,540	86,197	85,548	81,019
収集運搬費(千円)	736,887	1,097,223	1,168,794	1,190,869	1,167,714	1,148,580
中間処理費(千円)	849,962	974,853	953,283	902,109	886,276	816,933
最終処分費(千円)	413,553	481,516	489,416	434,116	383,293	457,286
合計(千円)	2,055,915	2,674,498	2,709,033	2,613,291	2,522,831	2,503,818
総ごみ量	62,808	59,842	50,941	52,081	52,729	50,680
1t当たり経費	32,733	44,693	53,180	50,177	47,845	49,404
1人当たり経費	12,488	16,214	16,318	15,632	14,850	14,632

2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●説明会             <ul style="list-style-type: none"> <li>延べ600回以上、3万人の市民に説明(～H12.9までの実績)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>納得いくまで話し合うというようなスタンスで開催。</li> <li>より多くの住民に参加してもらえるよう、夜間や休日にも開催。</li> </ul> </li> <li>市長を先頭にした説明会、早朝駅頭での訴えを実施</li> </ul> </li> <li>●広報誌「エコ」の発行             <ul style="list-style-type: none"> <li>全戸配布を行っている。</li> <li>有料化導入までに、4回発行。</li> <li>市民の方に執筆いただくようなページを設けている。</li> </ul> </li> <li>●ごみ減量実施対策本部の設置             <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員によるボランティア151名参加</li> <li>3名1組で自治会等へのごみ説明会を実施</li> <li>全集合住宅の排出場所等の調査を実施</li> </ul> </li> </ul>
<p>その他の施策との併用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ改革に伴うその他の取り組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみパトロール隊の発足</li> <li>ごみの分け方・出し方ビデオ</li> <li>ボランティア清掃袋</li> <li>配慮が必要な世帯への専用排出容器等貸与・配布</li> <li>カラスよけネットと資源容器の貸与</li> <li>おむつ専用収集袋の無料配布</li> <li>転入者への指定袋サンプル、ごみ分別カレンダーの配布</li> <li>家庭系ミニ袋、事業系小袋を用意</li> <li>剪定枝のリサイクル</li> </ul> </li> </ul> <p>【ごみ・資源分別カレンダー】</p> 

【導入の経緯】

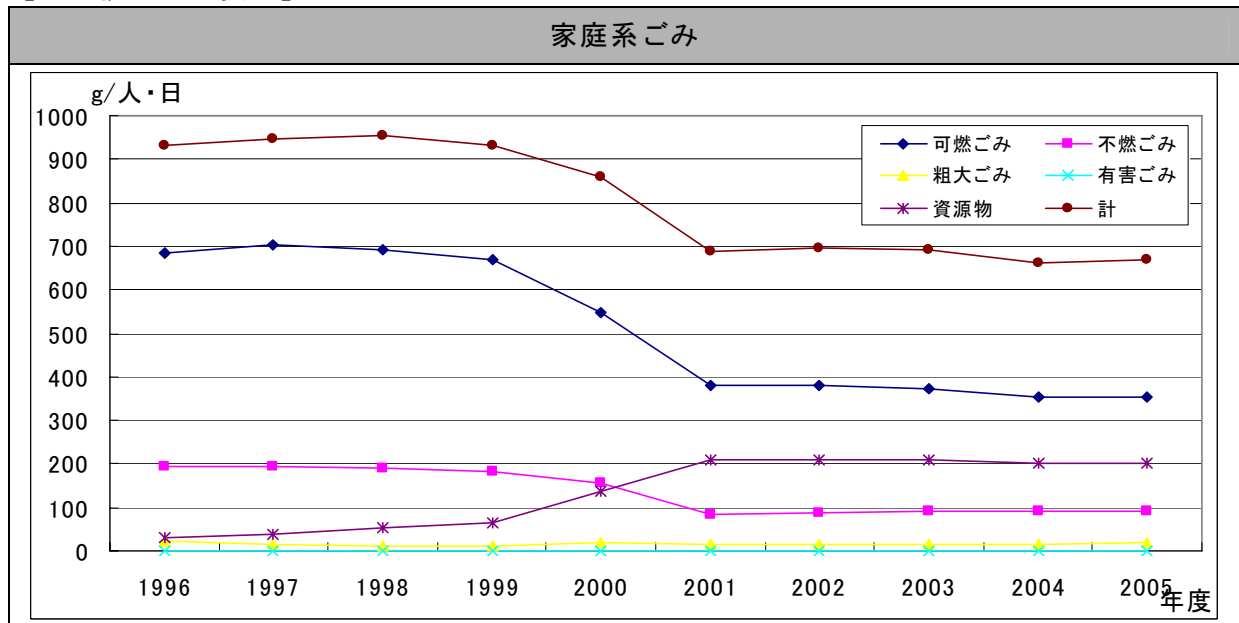




### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダストボックス廃止により、街が広くきれいになった</li> <li>・カラスが減った</li> </ul> </li> <li>●住民意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化導入以前は、約 8 割の住民が反対だったが、有料化導入後は 55% が有料化施策に賛成している。特に、戸別回収に対する評価が高い。(アンケート結果より)</li> <li>・ごみに対する住民の関心が増えた。不法投棄を見つけた住民から「ごみが落ちている」と連絡が入ることもある。</li> </ul> </li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有料化施策の管理コストの増加</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●負担を感じる料金設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一世帯（4名）当たり 500 円/月程度の、市民が多少の負担を感じる料金設定にした。</li> </ul> </li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<p>不法投棄は増加していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみパトロール隊の発足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年 4 月に発足</li> <li>・不法投棄の監視、ごみ・資源の分別相談等を行う。</li> </ul> </li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



#### 【担当者から】

日野市では、過去 2 回ごみ減量に向けた答申が出ていたが、なんら対応できずその間に  
ごみ事業が悪化してしまいました。その後、市民による環境基本条例直接請求があり、  
環境基本計画の策定など、すべての計画において市民参画で策定した事などから、市民  
との合意形成が重要であると思います。



<b>東京都 調布市</b>	常住人口	213,311人（平成18年3月末日）
	常住世帯数	103,749世帯（平成18年3月末日）
担当課：環境部ごみ対策課	面積	21.53km <sup>2</sup>
合併：なし	市内総生産	—

## 5. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	中間処理施設（焼却場）の老朽化及び最終処分場の逼迫と新たな処分場の確保が困難であるという背景のもと、焼却量や最終処分量の減量化を進め、中間処理施設及び現処分場の延命化を図ること	
導入	平成16年4月	平成6年4月（導入） 平成12年4月（改正）
料金体系	排出量単純比例型	排出量単純比例型
分別区分	5分類11品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 有害（危険）ごみ：無料 粗大ごみ：申込制、ごみ処理券貼付 資源物（7品目）：無料 ※有料化に伴い、資源物1品目（プラスチック（容器包装物））を追加。	
料金水準	経済的なインセンティブにより、ごみ発生を抑制に導く額であり、市民の納得が得られ過大な市民負担とならないような単価を設定。市民の減量意識、行動等の観点から、市民の処理負担は500円/月程度としていくことが望ましいと、平成14年7月「家庭ごみ有料化と戸別収集の実施方法等について（答申）」が提出された。	
可燃ごみ	単価 1.7円/L（S袋は1.6円/L） S袋 5L：8円/枚 M袋 15L：26円/枚 L袋 30L：53円/枚 LL袋 45L：80円/枚（消費税別）	単価 4.8～5.3円/L M袋 25L：120円/枚 L袋 45L：240円/枚 （消費税別）
不燃ごみ	単価 1.7円/L（S袋は1.6円/L） S袋 5L：8円/枚 M袋 15L：26円/枚 L袋 30L：53円/枚 LL袋 45L：80円/枚（消費税別）	単価 4.8～5.3円/L M袋 25L：120円/枚 L袋 45L：240円/枚 （消費税別）
資源ごみ	無料 7品目（プラスチック（容器包装物）、古紙（新聞・雑誌等、ダンボール、雑紙）、古布、ビン、カン、ペットボトル、牛乳パック）	【プラスチック（容器包装物）】 単価 4.8～5.3円/L M袋 25L：120円/枚 L袋 45L：240円/枚（消費税別） 【古紙（新聞・雑誌等、ダンボール、雑紙）、古布、ビン、カン、ペットボトル、牛乳パック】無料
収集方法	戸別収集（牛乳パックのみ拠点回収）	

	※ステーション収集から変更。
徴収方法	有料指定袋（家庭系：可燃－オレンジ色の半透明、不燃－青色の半透明 事業系：鶯色の半透明） 市内約 300 店舗の「指定収集袋取扱店」で取扱い
手数料収入の使途	指定袋の作製・流通費など有料化運用経費、戸別収集の導入費、発生抑制・減量化推進の助成・啓発事業費、収集・処理費等に利用

## 2. 円滑な有料化の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<p>●説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度において住民説明会等の開催回数は、合計で 305 回、参加人数約 19,650 名である。そのうち市主催の説明会は、延べ 50 回（7,710 名が参加）、ごみ懇談会・出前講座は 255 回開催（11,940 名参加）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの市民に参加してもらえよう「参加数が 5 名以上であれば、何時でも何処でも行きます！」というスタンスで開催。</li> </ul> </li> <li>主な説明内容は、本市のごみ現状・ごみ組成分析結果・ごみの分別方法等。直接市民と対話することにより、理解度を深めることができる。</li> <li>シンポジウムや駅頭キャンペーン説明会を実施し、ごみ処理の現状やごみ減量の必要性を訴えた。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【調布市ごみ出しルール パンフレット】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>その他の施策との併用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック（容器包装物）の分別収集を実施</li> </ul> </li> <li>●戸別収集の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>ステーション方式から、戸別収集へ変更</li> <li>検討時期には、「戸別収集モデル地区」を設定。モデル地区において、戸別収集実施前後におけるごみ排出状況変化調査（ごみ排出量・質）及び、アンケート調査を実施した。</li> </ul> </li> <li>●小規模事業者のごみ有料化実施や料金水準の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業者から排出される事業系ごみの排出量（有料指定袋の排出数）を明確にした。</li> </ul> </li> <li>●廃棄物減量等推進委員（地区指導員の確保・育成） <ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウムや駅頭キャンペーン説明会への協力を依頼した。</li> </ul> </li> <li>●生ごみ処理機器導入助成制度の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額を増額した。</li> </ul> </li> <li>●ふれあい収集</li> </ul>

- ・ 戸別収集の実施に伴い、日常生活に伴い発生する可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ及び資源物等を自ら集積所に運び出すことが困難な高齢者及び障がい者等の世帯に対して、戸別に声をかけながら収集をすることにより、日常生活の負担を軽減すると共に、市民サービスの向上を図っていく。申し込み・審査のうえ確定する。

### 【導入の経緯】

#### H 5 リサイクル条例検討委員会

「家庭ごみについては、排出量に応じた負担をすべきである」との提言

#### H 9 廃棄物減量及び再利用促進審議会

「家庭ごみ排出課徴金制度の導入が必要である」との答申  
調布市ごみ管理基本計画

「家庭ごみ排出課徴金制度導入が必要」という方向付けがなされる

#### H11 第14期まちづくり市民会議

「社会的立場の弱い世帯に配慮しながら、勇気をもってごみの有料化を実践する」との提言

#### H13

10月：東京都市長会

「平成15年度を目途に、全市で家庭ごみ有料化を目指す」との申し合わせ

#### H14

2月：家庭ごみ有料化検討委員会発足

7月：家庭ごみ有料化検討委員会 検討結果報告

#### H15

6月：戸別収集モデル実施の住民説明会実施（～7月）

モデル地区である市内7ヶ所の自治会（970世帯）を対象  
ごみゼロのまち調布・シンポジウム実施

7月：リサイクル推進大会実施

駅頭キャンペーン説明会実施（～8月）

9月：第3回定例市議会にて全会派一致にて可決

11月：「戸別収集・一部有料化」説明会実施（～平成16年3月）

#### H16

2月：戸別収集実施

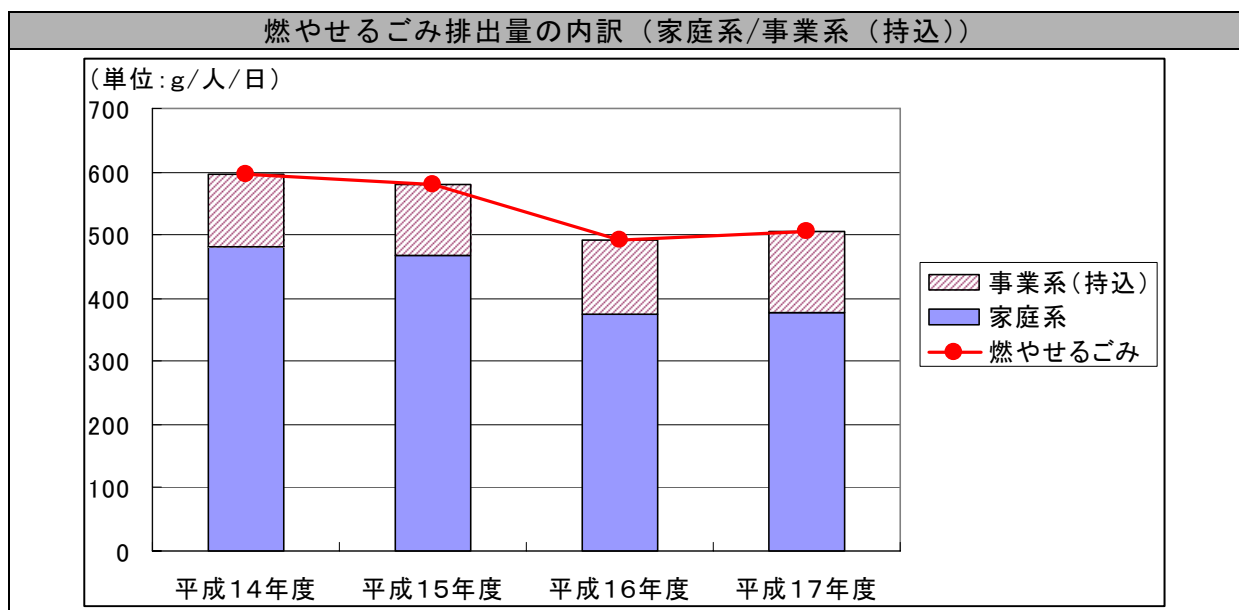
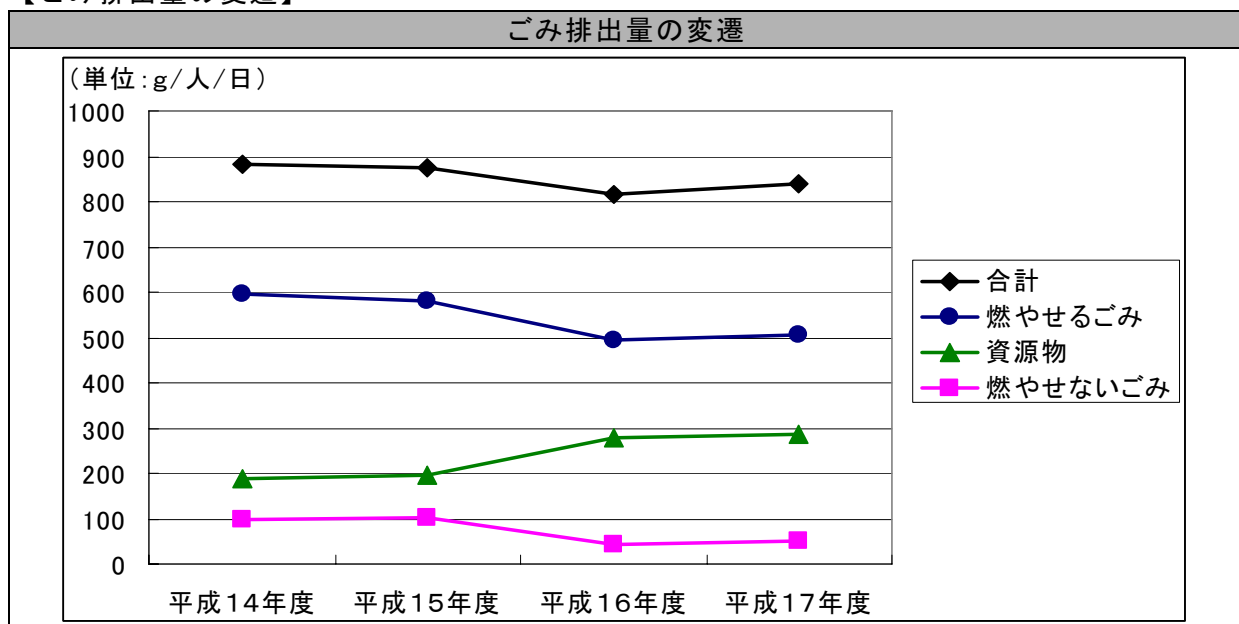
有料袋販売開始

4月：家庭ごみ有料化実施

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物排出量の減少</li> <li>● 不適正排出の減少</li> <li>● 不法投棄の減少</li> <li>● ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政内部の調整等の負担の増加</li> <li>● 住民への対応の負担の増加</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	<b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懇談会や出前講座等の住民説明会を実施</li> <li>・ 市報、広報誌等による啓発</li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃指導員によるパトロールや不法投棄禁止看板の設置</li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



<b>長野県千曲市</b>	常住人口	63,753人(平成18年10月1日)
	常住世帯数	21,358世帯(平成18年10月1日)
担当課：廃棄物対策課	面積	119.84km <sup>2</sup>
合併：平成15年9月に更埴市、上山田町、戸倉町の三市町が合併	市内総生産	—

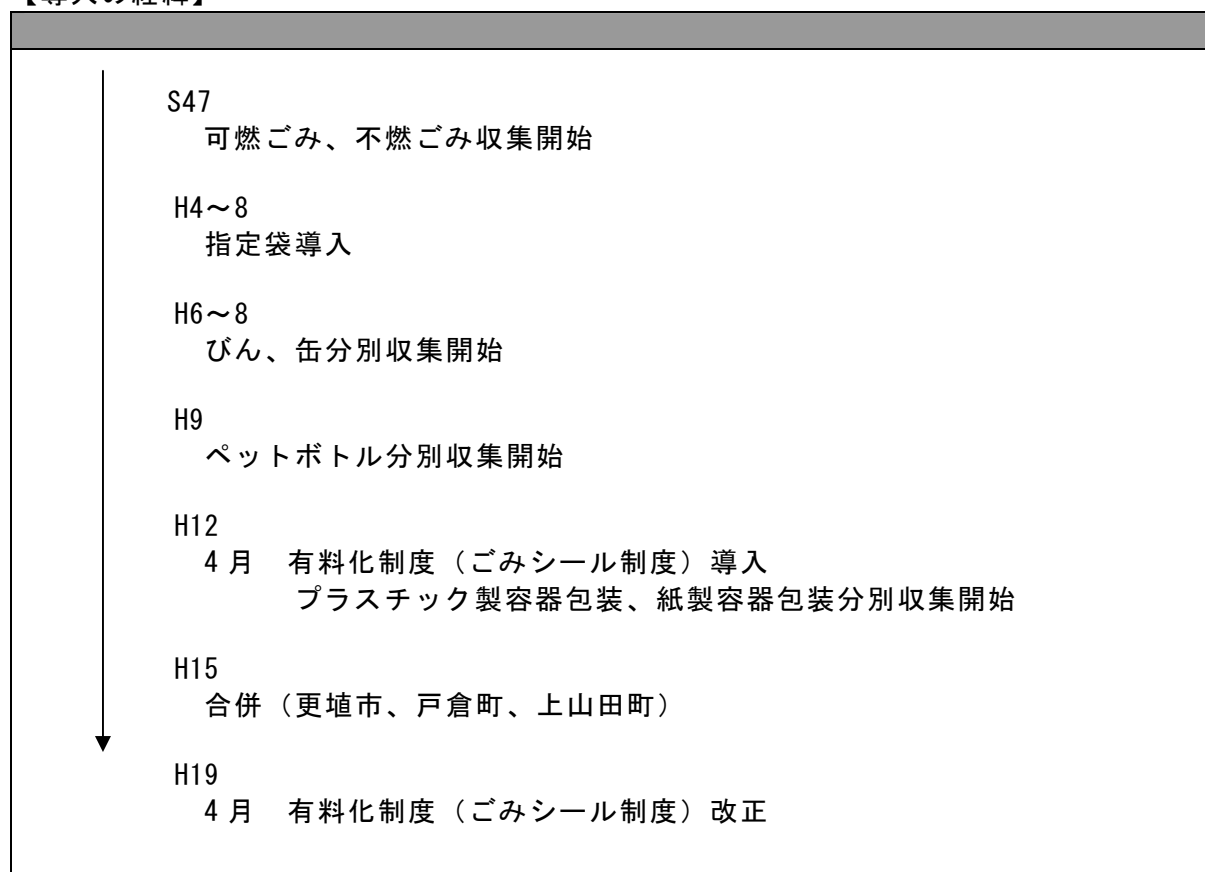
## 6. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的・背景	ごみの発生抑制・減量化、財源確保、負担の公平性確保を目的として導入。枚数制限の目的は、プラスチック製容器包装と紙製容器包装の分別収集を進めるため。	条例で定める小規模事業者(年間排出量が、1,200kg以下の事業者)へ、適正な排出を図る目的により導入
導入	平成12年4月(導入) 平成19年4月(改正)	平成12年4月(導入) 平成19年4月(改正)
料金体系	一定量無料型	排出量単純比例型
分別区分	5区分22品目 可燃ごみ：生ごみ・可燃ごみ用袋または、可燃ごみ袋(大)にごみシール貼付 不燃ごみ：不燃ごみ用袋にごみシール貼付 粗大ごみ：有料収集 資源ごみ：無料 乾電池(使用済み乾電池回収袋)、有害ごみ(有害ごみ回収袋)、蛍光灯の管(回収箱)、缶、ビン、紙類、布、ペットボトル、プラスチック製容器包装、使用済み食用油(集積場所指定)、庭木剪定枝	可燃ごみ：生ごみ・可燃ごみ用袋または、可燃ごみ袋(大)にごみシール貼付 不燃ごみ：不燃ごみ用袋にごみシール貼付 資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル) ：収集所使用許可書を発行
料金水準	指定袋の販売価格は「袋の原価」「流通費」のみ。製造許可業者が製作し、販売価格は業者・店舗に任されている 超過分シールの料金設定は、先進地自治体の水準を参考に行った。	
可燃ごみ	年間配布枚数(年度内のみ有効) 1人世帯：54枚 2~4人世帯：84枚 5人以上世帯：96枚 それ以上は、80円/枚(31枚以上は、100円/枚)。但し追加できる枚数は50枚まで	年間購入枚数(年度内のみ有効) 96枚 1枚100円
不燃ごみ	年間配布枚数(年度内のみ有効) 1人世帯：6枚 2~4人世帯：6枚 5人以上世帯：6枚 それ以上は、80円/枚。但し追加できる枚数は5枚まで	年間購入枚数(年度内のみ有効) 6枚 1枚100円
収集方法	ステーション収集	ステーション収集
徴収方法	超過分のバーコードシール発行時(市役所窓口)に徴収。	シール販売時に窓口にて徴収。
財政負担	ごみシール印刷費用年約2千万円	ごみシール印刷費用年約2千万円

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民説明会の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・区あるいは常会等、小単位での説明会実施</li> <li>・自治会代表者を集めての会議</li> </ul> </li> <li>●広報誌の活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌でごみ量の変化やごみの出し方等について紹介</li> </ul> </li> </ul>
その他の施策との併用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別区分の見直し</li> <li>●小規模事業者のごみ有料化</li> <li>●生ごみ処理機器購入助成制度</li> <li>●マイバッグキャンペーンの実施・支援</li> <li>●集団資源回収助成制度</li> <li>●分別収集奨励金制度</li> <li>●収集所新設補助制度</li> <li>●地区指導員の確保・育成</li> </ul>

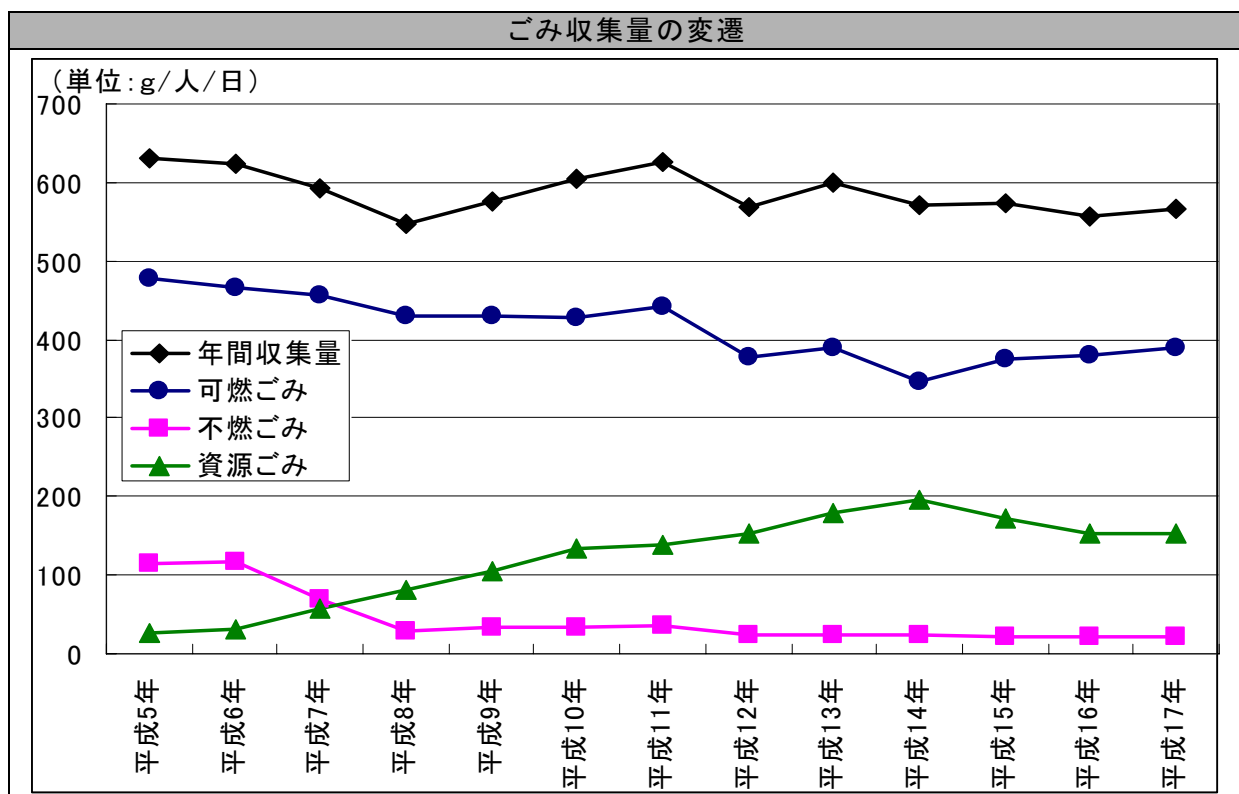
### 【導入の経緯】



### 3. 有料化制度の評価

評価指標	廃棄物排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物排出量の減少           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定袋制導入で2割、バーコードシール方式で2割の削減がなされ、平成5年ベースで約3割減少している。</li> <li>・ 超過分有料となるのは全世帯の1割程度。</li> <li>・ その他の世帯ではバーコードシール使用実績が6~7割程度に抑えられている。</li> </ul> </li> <li>●ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名が記載されているバーコードを貼ることにより、ごみの排出や分別について意識の向上につながっている。</li> </ul> </li> </ul>
負の効果	
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長及び役員への説明会の開催。</li> <li>・ パンフレットの作成、市報等による周知。</li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄防止市内パトロールの実施</li> </ul>

#### 【ごみ収集量の変遷】





<b>岐阜県 多治見市</b>	常住人口	117,398人（平成18年4月1日）
	常住世帯数	41,289世帯（平成18年4月1日）
担当課：環境課	面積	91.24km <sup>2</sup>
合併：平成18年土岐郡笠原町を編入	市内総生産	296,806百万円（平成15年度）

## 7. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的・背景	減量・リサイクルの動機付け 負担の公平性（受益者負担の徹底） 市財政の再建	
導入	平成9年1月（導入） 平成17年7月（改正）	
料金体系	排出量単純比例型	
分別区分	燃やすごみ：市指定有料袋 （粗大なものは、粗大ごみシール（記名）を貼付） 破砕ごみ：市指定有料袋 （粗大なものは、粗大ごみシール（記名）を貼付） 資源ごみ：無料 缶・金属類、紙類、布類、ビン類、ペット・発泡類、天ぷら油、有害ごみ	
料金水準	政策誘導的として、より小さな袋を使う方が金額的に有利となるように決定した（市長からの直接指示）。 収集及び処理費用の1/3負担（収集・処理費用試算に基づいて決定）。	
可燃ごみ	単価1～1.2円/L 小袋 20L：20円/枚 中袋 30L：33.4円/枚 大袋 42L：50円/枚 粗大シール：500円/枚	20kgまでごとに200円
不燃ごみ	単価1～1.2円/L 小袋 20L：20円/枚 中袋 30L：33.4円/枚 大袋 42L：50円/枚 粗大シール：500円/枚	
収集方法	ステーション方式 可燃・粗大 ：ごみステーション（約2,600箇所） 資源ごみ ：リサイクルステーション（約580箇所）	
徴収方法	有料指定袋販売価格に含む。	
手数料収入の用途	歳入：2億5,000万円 ※全ての手数料収入（事業系含む）の合計	
財政負担	袋の製作・流通経費 5千万円 リサイクル推進基金 5千万円 収集費・施設運営費 1億5千万円	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月の広報誌活用</li> <li>●住民説明会の開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年9月から10月にかけて、市内約30会場（地域性や地理的要件を考慮して設定）において実施した。</li> </ul> </li> <li>●アンケートの実施</li> </ul>
<p>その他の施策との併用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別区分の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和58年10月から金属類とビン類（6分別収集）の分別収集を開始してきたところ、平成10年度には環境庁のモデル都市の指定を受け「多治見市循環型社会システム構想」を策定し「脱焼却・脱埋立」を目的とした取組を開始した。この構想の第一弾として平成12年度には、従来の6分別収集から、23分別収集に拡充。</li> <li>・これに伴い市内2,500ヶ所のごみステーションとは別に480ヶ所のリサイクルステーションを設けるとともに、リサイクルステーション毎に、地域住民による立ち番制度を導入し、全市をあげてごみ減量化に取り組んでいる。</li> </ul> </li> <li>●小規模事業者のごみ有料化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内零細事業者からの要望も踏まえ、当市における導入可能性（小規模事業者用指定有料ゴミ袋の販売）についての検討を平成19年度より開始する予定。</li> </ul> </li> <li>●生ごみ処理機器購入助成制度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和60年度にコンポスト容器の助成制度を創設（購入額の1/3、3,000円限度）した。その後、平成4年4月に制度を充実（購入額の1/2、5,000円限度）、更に平成10年4月には、電気式生ごみ処理機を補助対象（購入額の1/2、20,000円限度）に加え、普及に努めている。</li> </ul> </li> <li>●集団資源回収助成制度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前よりPTAや子ども会等により、古紙やアルミ缶などの回収は実施されていたが、市況の低下から回収意欲が衰え、ごみとして排出されるケースがでてきたため、平成3年4月より奨励金を交付することとした。その後平成6年度には奨励単価を倍増、平成7年度にも奨励単価の見直し（5割増し）することで回収促進を図ってきたところ。</li> </ul> </li> <li>●地区指導員の確保・育成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度における家庭ごみの23分別収集導入に伴い、ごみ・リサイクル品目の排出困難者をサポートするため、市民ボランティア登録制度としてリサイクルサポーター制度を開始した。</li> </ul> </li> <li>●生ごみ対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・更なるごみ減量化を推し進めるためには、家庭から排出される生ごみ対策に取り組む必要がある。このため、平成18年から、堆肥化センターを稼働させ、学校給食残菜の堆肥化を行うとともに、家庭から排出される生ごみの回収・収集方式のモデル事業を市内一定地区の協力を得て実施するとともに、集合住宅における生ごみ処理モデル事業として市営住宅1棟の協力を得て実施した。なお、平成19年度には、市民病院や新興住宅団地の協力を得たモデル事業を実施する予定。</li> </ul> </li> <li>●環境美化・リサイクル推進基金             <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収促進のための費用や、生ごみ処理機購入時の補助費等を目的として積立・運用。</li> </ul> </li> </ul>

## 【導入の経緯】

### 【当初有料化について】

平成7年3月 廃棄物減量等推進審議会の答申  
 平成8年3月 市議会で条例改正  
 平成8年9月～10月 地区説明会（約30会場）  
 平成9年1月 実施（旧袋の交換は行わない）

### 【廃棄物処理手数料改訂について】

平成16年3月 廃棄物減量等審議会に答申  
 5月 広報紙に値上げに関する連載記事開始（～平成17年2月）  
 6月 シンポジウムの開催  
     パブリック・コメント実施  
 8月 廃棄物減量等審議会において答申  
 10月 パブリック・コメント実施  
 12月 市議会で条例改正  
 平成17年4月～5月 地区説明会（26会場）  
 6月 旧ごみ袋と新ごみ袋の交換開始  
     （～12月28日まで）  
 7月 値上げ実施

## 3. 有料化制度の評価

評価指標	家庭ごみ排出量及び資源回収量の推移
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭ごみ排出量の増加抑制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年度に有料化制度を導入したところ、翌年の家庭ごみ排出量は14%程度減少、平成12年度に家庭ごみ23分別収集を実施したところ、6%程度減少、平成17年度に手数料改定（値上げ）を実施したところ、8%程度減少していることから、有料化はごみ減量に一定の効果があると判断している。</li> <li>・なお、資源回収量については、平成17年度の手数料改定後には、特に雑誌・ざつ紙類の回収量が大幅に増加しており、従来ごみとして排出されていたものが資源として回収されるようになったと推察している。                                  ※有料化制度と直結しているということではないが、アンケート結果（多治見市市民意識調査）によると、行政種別の満足度が、平成14、15及び17年度においてごみ・リサイクル対策が1位となっている。（平成16年度は未実施）</li> </ul> </li> <li>●ごみ問題や環境美化に対する市民意識の向上</li> </ul>
負の効果	特に認められない。

ごみ排出削減効果の維持・対策

●家庭ごみ収集量の推移

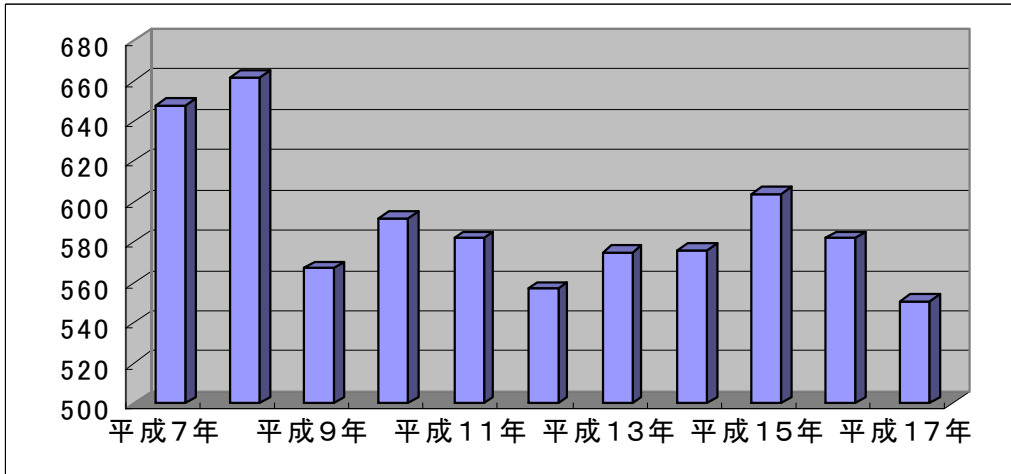


図 1人1日あたりのごみ排出量 (g)

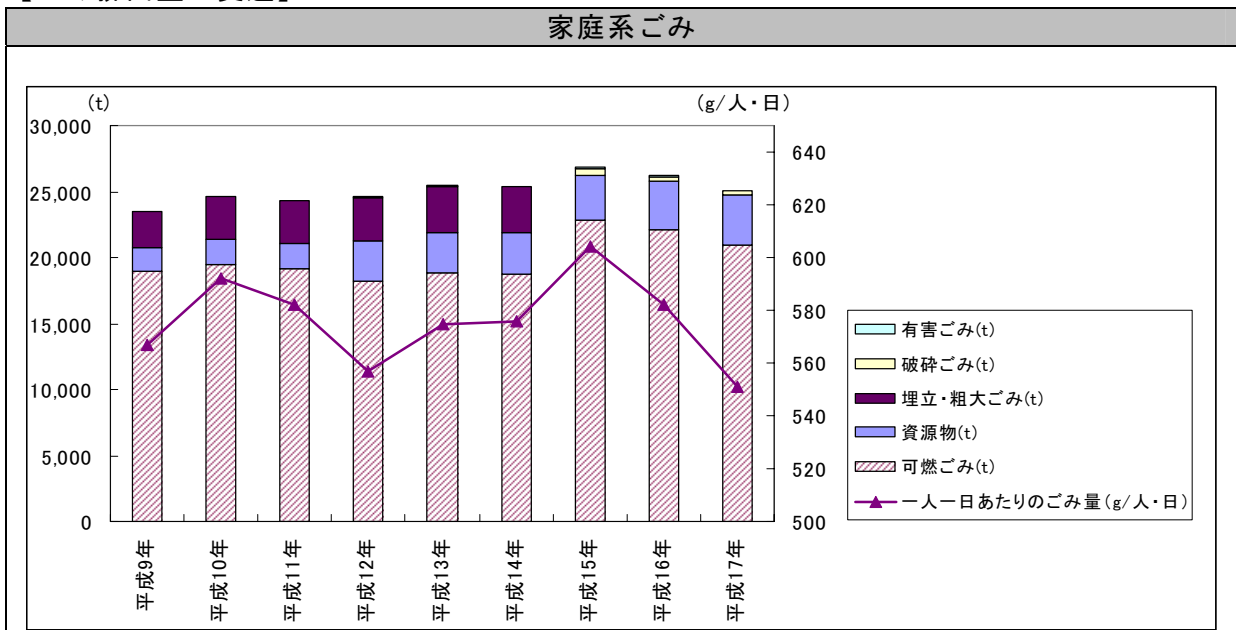
- ・ 有料化や 23 分別収集の導入、手数料改定（値上げ）という施策を実施することによって、導入直後は大幅なごみ減量となるものの、その後は増加する傾向が見られる（ただし、この要因としては、人口増加といったことも影響している）。このため、定期的な施策の投入や市民・行政が一体となった意識醸成施策を継続的に実施していくことが必要であると考えている。
  - ・ また、今後更なるごみ減量を推し進めるためには、生ごみ対策に取り組むことが必要不可欠となっている。
- ※平成 15 年度に大きく増加している要因は、焼却炉を熔融システムに更新したことにより、従来埋め立てられていた物が焼却可能となったためである。

不法投棄の増減評価・対策

●不法投棄の増減評価

- ・ 有料化と不法投棄増加には相関関係は認められない。
- 不法投棄対策
  - ・ 巡回パトロールを実施するとともに、平成 19 年度には監視カメラを設置する予定。

【ごみ排出量の変遷】



#### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し方法	<p>料金水準値上げを前提に見直しを実施。平成 17 年 7 月より新制度を導入。なお、見直しの背景は以下のとおり。</p> <p>1) 負担の公平性 ：ごみ排出量に応じた処理費用を負担していただきたい</p> <p>2) ごみ減量化への動機付け ：応分の料金負担を課すことによりごみ減量意識を高めていただく</p> <p>3) 財政の健全化 ：多額のごみ処理経費の一部を負担いただきたい</p>
見直しの効果	<p>平成 17 年 7 月から 9 月までの前年同月比の実績は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ収集量：8.7%減</li> <li>・資源回収（紙）：16.1%増</li> <li>・生ごみ処理機補助：105%増</li> </ul> <p>料金についての市民からの問い合わせ（苦情含む）件数は、7～9月には毎日1件以上であったのに対し、10月以降はほぼゼロ件となっている。</p>

#### 【見直し・改善を行っている場合】

	見直し前（導入当初） 平成 9 年導入時	見直し後 平成 17 年値上げ
目的・背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減量・リサイクルの動機付け</li> <li>・ 負担の公平性確保</li> <li>・ 半透明袋への統一でマナー向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減量・リサイクルの動機付け</li> <li>・ 負担の公平性（受益者負担の徹底）</li> <li>・ 市財政の再建</li> </ul>
料金水準	当初の料金設定は周辺市町村との均衡を強く意識（10～20 円）。収集費用の 1/4 負担（結果的な数値）	政策誘導的として、より小さな袋を使う方が金額的に有利となるように決定した（市長からの直接指示）。収集及び処理費用の 1/3 負担（収集・処理費用試算に基づいて決定）。
可燃ごみ	単価 0.4～0.6 円/L 小袋 25L：15 円/枚 大袋 42L：18 円/枚 粗大シール 450 円/枚	単価 1～1.2 円/L 小袋 20L：20 円/枚 中袋 30L：33.4 円/枚 大袋 42L：50 円/枚 粗大シール：500 円/枚
不燃ごみ	単価 0.4～0.6 円/L 小袋 25L：15 円/枚 大袋 42L：18 円/枚 粗大シール 450 円/枚	単価 1～1.2 円/L 小袋 20L：20 円/枚 中袋 30L：33.4 円/枚 大袋 42L：50 円/枚 粗大シール：500 円/枚
資源ごみ	無料	無料
手数料収入の用途	歳入：1 億円（全ての手数料収入（事業系含む）の合計）	歳入：2 億 5,000 万円（全ての手数料収入（事業系含む）の合計）
財政負担	袋の製作・流通経費 3 千万円 リサイクル推進基金 7 千万円	袋の製作・流通経費 5 千万円 リサイクル推進基金 5 千万円 収集費・施設運営費 1 億 5 千万円

#### 【見直しに際しての取組み】

広報誌、HP、コミュニティFM放送、お届けセミナー、地区懇談会、地区説明会等で、環境課職員が直接住民に値上げとごみ減量化の必要性を訴えている。

<b>三重県 志摩市</b>	常住人口	60,691人（平成18年3月末日）
	常住世帯数	22,080世帯（平成18年3月末日）
担当課：生活環境部清掃課	面積	179.6km <sup>2</sup>
合併：平成16年4月に浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町と合併	市内総生産	174,988百万円（平成16年度）

## 8. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	有料化の目的は、ごみの減量化と排出抑制の意識付け。 ごみの排出量は、放置していれば増加してしまう。排出抑制の意識付けのために有料化は重要。	
導入	（導入）旧浜島町：平成12年4月 旧大王町：平成14年10月 旧志摩町：平成11年4月 旧阿児町：平成5年4月 （改正）平成16年10月	
料金体系	排出量単純比例型	
分別区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ区分は、旧5町の区分を維持。旧浜島町は可燃ごみとプラスチックをRDF化、他の旧4町は、それらを焼却。</li> <li>資源ごみは、びんを浜島、磯部、大王、阿児が実施、ペットボトルとトレイを阿児が実施、紙容器包装を大王が実施。</li> </ul>	
料金水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>志摩郡5町の合併で、分別区分は今のところバラバラであるが、志摩市に合併とともに、手数料は統一し、大50円、中30円、小10円に決定した。</li> <li>有料化料金50円/袋のうち、袋原価は30円/袋程度である。</li> </ul>	
可燃ごみ	単価0.5円/L～1円/L 小袋10L：10円/枚、中袋20L：30円/枚 大袋40L：50円/枚 （持込料金） 300円/100kg、プラス10kg30円	持込料金 500円/100kg、 プラス10kg50円
不燃ごみ	単価0.5円/L～1円/L 小袋10L：10円/枚、中袋20L：30円/枚 大袋40L：50円/枚 （持込料金） 300円/100kg、プラス10kg30円	持込料金 500円/100kg、 プラス10kg50円
資源ごみ	単価0.4円/L～0.5円/L 小袋10L：5円/枚、中袋20L：10円/枚 大袋40L：15円/枚	—
収集方法	ステーション収集	
徴収方法	指定ごみ袋	—
料金収入の用途		
財政負担	有料化料金50円/袋のうち、袋原価は30円/袋程度である。	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合意形成（有料化の導入是非の議論から現在までの経緯）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町で料金水準が異なる（浜島、志摩、阿児が100円/40L、大王が40円/40L、磯部が22円/45L）ため、料金水準を高いところに合わせて100円とする案があったが、過去に、議会で100円を否決した旧町があるため、その案は断念された。</li> <li>・100円のごみ手数料の1/2を自治会に還元していた旧町では、料金水準を下げることに対し、自治会から反対があった。自治会への還元金は、必要な地区については地区振興費として要求するという形にした。</li> </ul> </li> <li>●住民説明会等の開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への説明は、合併協議会の議論の進捗・経過を報告する住民説明会の中で、定期的に状況を報告。料金体系の決定後も説明会を開催。</li> <li>・平成16年10月時点で余った袋については、「平成17年3月までの半年までは使えます」とした。買い取りはしなかった。</li> </ul> </li> </ul>
<p>その他の施策との併用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ堆肥化容器購入費補助制度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金額は購入金額の1/2、上限3万円、助成間隔は1世帯5年間である。</li> </ul> </li> </ul>

### 【導入の経緯】

家庭系ごみ	
↓	<p>H14年 10月 平成16年10月の旧5町合併が決まり、ごみ有料化制度の統合について、合併協議会の分科会で議論を開始</p> <p style="text-align: center;">住民説明会の中で、合併協議会の議論の進捗・経過を報告 分科会では大60円、中30円、小15円を最終案としてとりまとめた</p> <p>H16年 3月 合併協議会の本委員会で、大50円、中30円、小10円に決定された。</p> <p style="text-align: center;">全世帯に、志摩市への合併の流れを示した冊子を配布</p> <p>10月 合併と同時に新制度スタート (ただし、平成17年3月までは旧5町の指定袋の利用を認めた)</p>

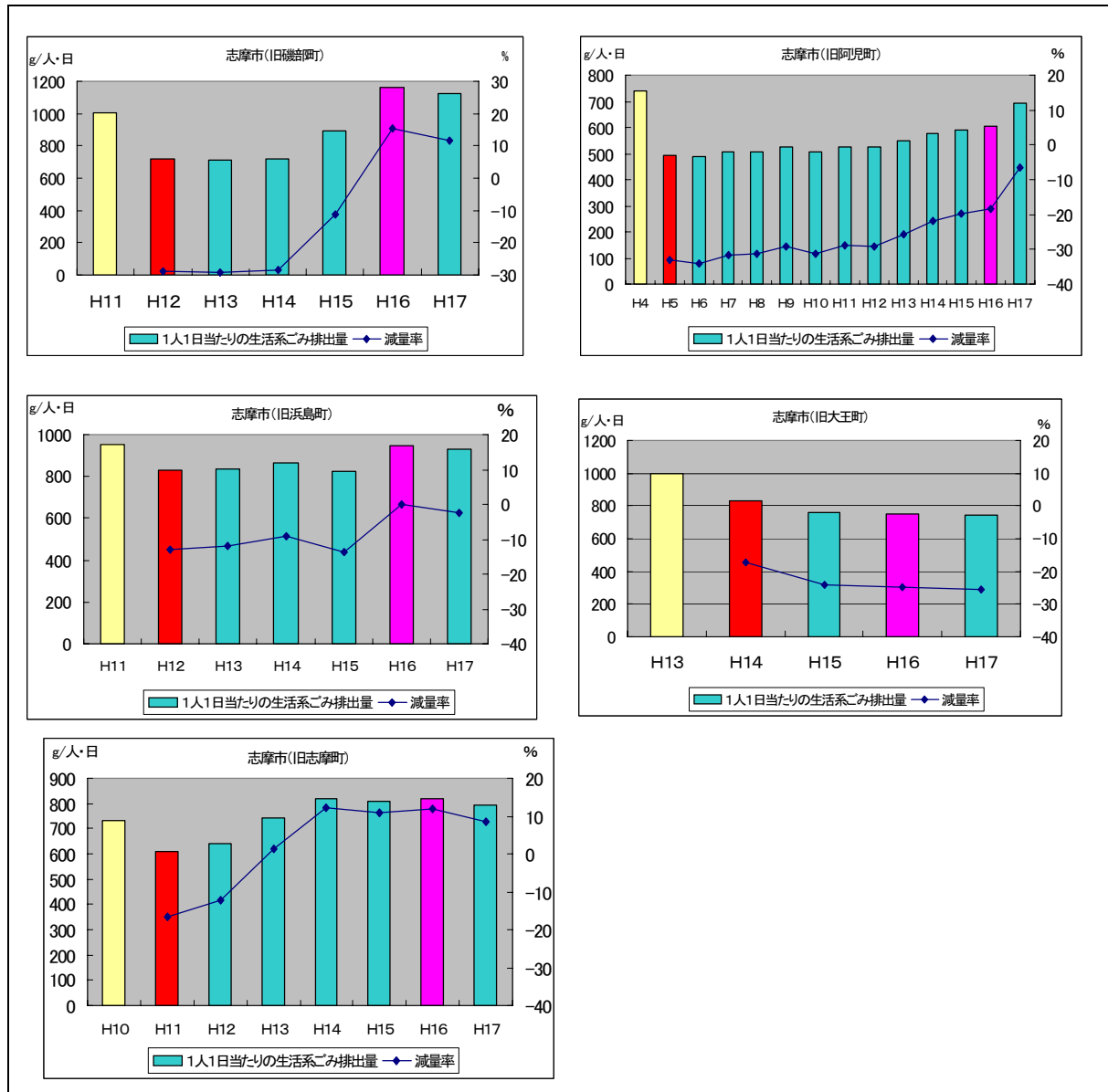
### 【導入・運用にかかわる苦労やうまくいった点】

旧5町の手数料水準がばらばらであったが、最終的には、その中間的な水準に落ち着いた。

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> <li>・ 以前に比べ、住民の排出抑制意識が向上したと考えられる。</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不適正排出の増加</li> <li>・ 指定袋に入っても分別不適切なものがある。</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	
不法投棄の増減評価・対策	

#### 【ごみ排出量の変遷】



#### 【ごみ排出変化量へのコメント・分析等】

- ・ 料金の増減とごみの増減は一致していない。
- ・ ごみ量は、浜島、大王、志摩、磯部は減少し、阿児は増加している。阿児の増加は、人口流入が多いためと考えられる。



<b>兵庫県 洲本市</b>	常住人口	51,360人（平成18年3月末日）
	常住世帯数	20,020世帯（平成18年3月末日）
担当課：市民生活部環境整備課	面積	182.46km <sup>2</sup>
合併：平成18年2月に五色町と合併	市内総生産	1,850億円（H17年度） （出典：兵庫県の経済統計）

## 9. 有料化の仕組みづくり(旧洲本市地域の取り組み)

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	分別収集を実施するために、有料化もあわせて改正を行った。	家庭系の変更に伴い、自己搬入又は許可業者による収集に改める。
導入	平成6年7月（導入） 平成18年10月（改正）	平成18年10月（改正）
料金体系	排出量単純比例型	許可業者との契約
分別区分	18品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 有害危険ごみ：無料 粗大ごみ（可燃、不燃）：無料 資源物：無料 （12品目：新聞紙、ダンボール紙、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック古着類、プラスチックトレイ、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、（廃食用油）） ※ 有料化に伴い、17品目に（合併した旧五色町の区分に合わせた） ※ H19年4月より一部希望のある町内会より廃食用油の回収を実施し、18分別となっている。（洲本市リサイクルセンターではH18年12月より実施。旧五色町では合併前より実施中。）	家庭系に準じて資源の分別・ごみ減量化に努める。
料金水準	旧洲本市のごみ処理手数料（10kg又は10リットルにつき100円）を基に、淡路島内の他の市町を参考にしながら、料金水準を決定。	許可業者との契約による。 （許可業者へは、法に基づき市のごみ処理手数料1円/kg・lを上限とする価格設定をするよう指導。）
	可燃ごみ 単価1円/（kg・L） 小袋 15kg・L：15円/枚 大袋 35kg・L：35円/枚	許可業者との契約による。
	不燃ごみ 単価1円/（kg・L） 小袋 15kg・L：15円/枚 大袋 35kg・L：35円/枚	許可業者との契約による。
収集方法	ステーション回収（可燃・不燃） ：市内600箇所設置 エコステーション回収（資源ごみなど） ：市内158箇所設置	許可業者との契約による。
徴収方法	有料指定袋	許可業者との契約による。

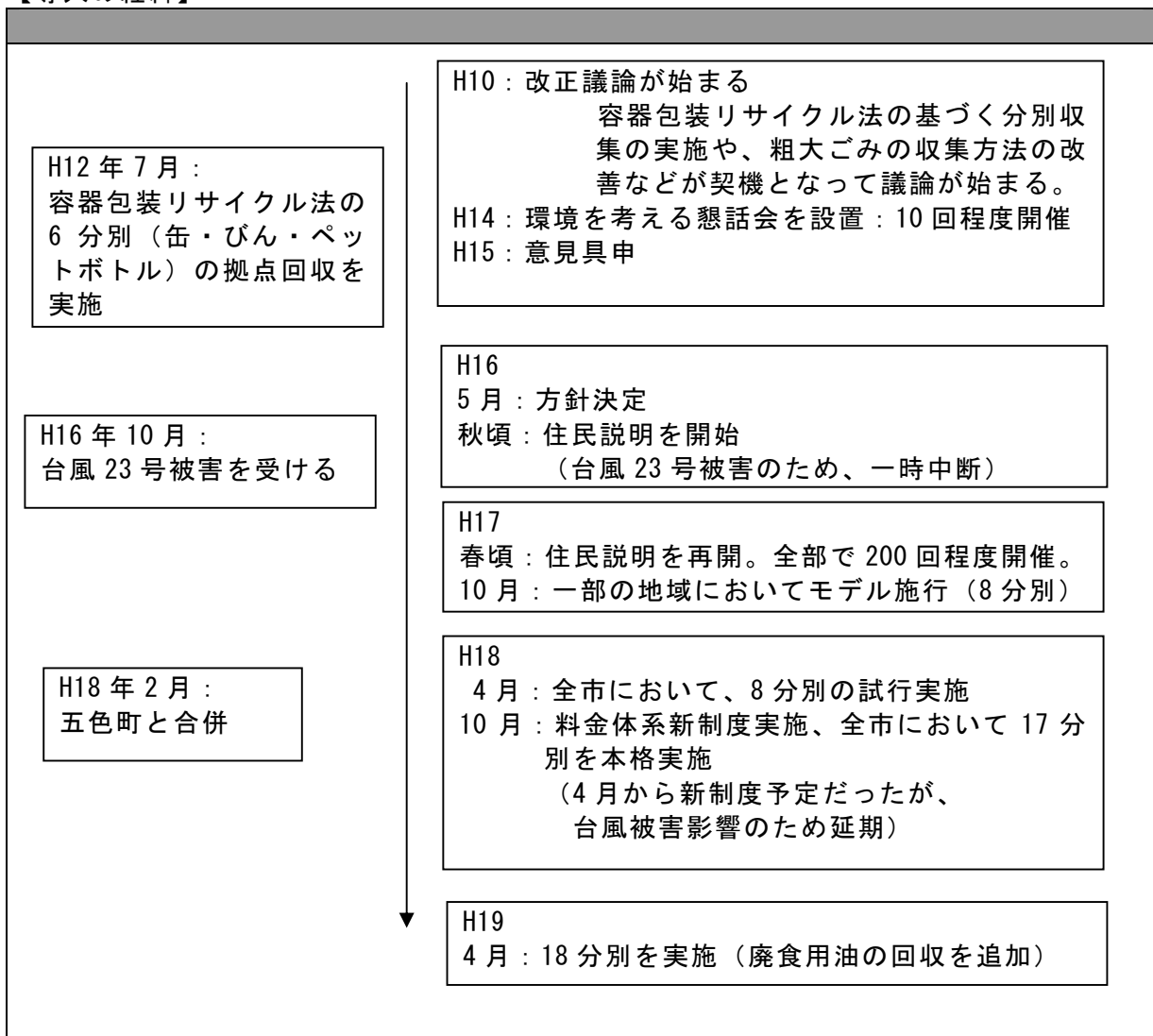
手数料収入の用途	収集運搬（指定袋の作製・流通費など運用経費、発生抑制・減量化推進の助成・啓発事業費用を含む）、中間処理、最終処分費用の一部に充当	
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行措置に伴う費用として無料配布分の制作費・配布費用を H18 年のみ負担</li> <li>・ 収集運搬費</li> <li>・ 中間処理費</li> <li>・ 最終処分費</li> </ul>	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<p>●環境を考える懇話会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新エネルギー等、環境全般を対象とした懇話会を設置し、市民・自治会・消費者団体・事業者・行政等で構成。</li> <li>・ 懇話会を 10 回程度開催。</li> </ul> <p>●説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会を 200 回程度開催。夜間・休日の開催依頼にも対応した。説明会参加率は、高い地域で 6～7 割、低い地域では 1～2 割程度。実施時期に近くなるほど、参加人数は増加傾向になった。</li> <li>・ 淡路島内で、有料化を導入していないのは洲本市だけであったため、有料化導入そのものに関する反対は少なく、総論賛成各論反対という住民意見が主であった。</li> <li>・ 特に多かった住民意見は、以下の 2 つ <ul style="list-style-type: none"> <li>【エコステーションの設置に関して】</li> <li>住民意見： 資源物の排出先であるエコステーション（市内 158 箇所）が、各家庭から遠く、特に高齢者には負担となるのではないか。</li> <li>市の回答： 資源等の回収を通じて町内会の親睦を深め、高齢者とのコミュニケーションを図ることができる。メリットとして捉えて欲しい。</li> <li>【立ち番の導入に関して】</li> <li>住民意見： 立ち番の導入は、負担が大きく、特に高齢者が多い地域では実施が困難なのではないか。</li> <li>市の回答： 多くの住民に立ち番を経験してもらうことで、ごみ分別・排出等に関する理解を深めることができる。ごみ分別・排出マナーが徹底されれば、将来的に不必要となる制度である。</li> </ul> </li> </ul> <p>●積極的な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ・資源の分け方・出し方（17 分別）の TV 放送</li> <li>・ 分別の手引き（小冊子）、分別カレンダーの配布</li> <li>・ その他チラシの配布（新聞折込）</li> <li>・ 市広報への掲載</li> </ul>
その他の施策との併用	<p>●ごみ減量化機器の助成制度</p> <p>●集団回収奨励金制度の継続</p> <p>●分別区分の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別区分を、17 品目に変更。（H19 年より 18 分別）</li> </ul> <p>※H12 年度から拠点回収事業を実施：毎月第 4 木曜日に連合町内会地区</p>

	<p>ごとに拠点を設け、資源ごみ（アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・びん）の回収を行っていた。（H18年10月の分別収集実施により本事業は終了する。）</p> <p>●兵庫県との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ有料化検討会への参加：平成13年から兵庫県が「ごみ有料化検討会」を開催しており、先進的事例の紹介・各市の状況紹介・兵庫県相生市への見学等を行っている。毎年参加し制度構築に活かす。</li> <li>懇話会への県民局担当者の参加：洲本市における環境を考える懇話会に、県民局担当者に参加してもらった。</li> </ul> <p>●分別推進員と立ち番の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各町内会で「分別推進員」と「立ち番」を設置</li> <li>分別推進員：エコステーションの世話役代表として、地域と市との調整役を務める</li> <li>立ち番：不適切な排出などの見張りや回収容器の管理を行う</li> </ul>
--	--

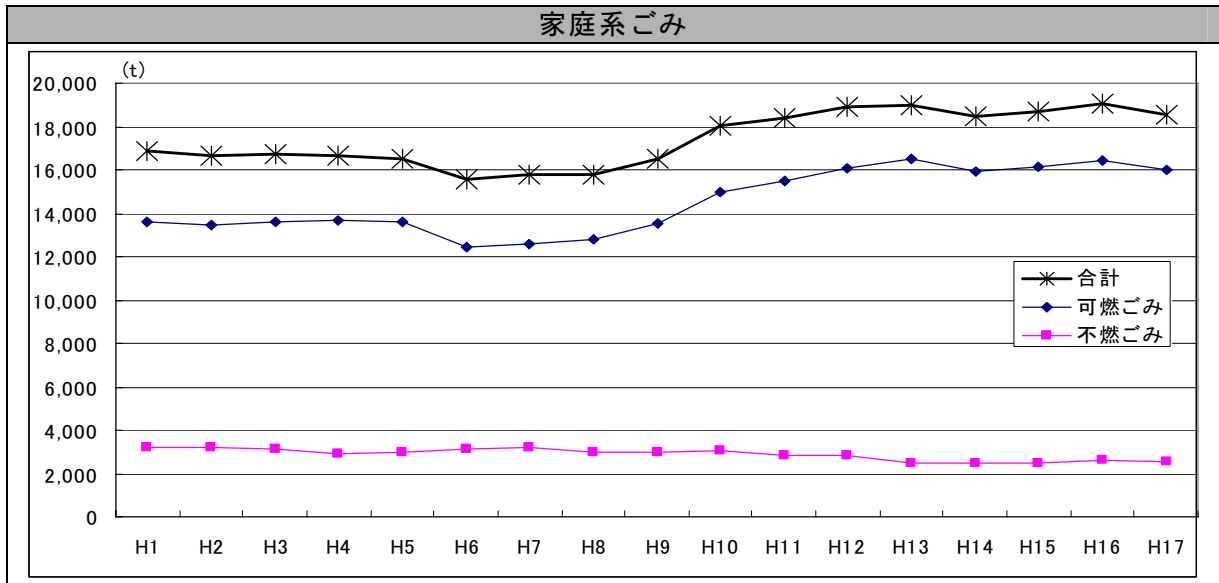
【導入の経緯】



### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物排出量の減少</li> <li>● ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不適正排出の増加                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17 分別を実施したため、排出区分の間違い等があった。</li> </ul> </li> <li>● 住民への対応の負担の増加                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの苦情や問い合わせ等の一時的な増加</li> </ul> </li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



#### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し方法	平成 10 年頃から、改正議論が始まり、平成 14 年には『環境を考える懇話会』（新エネルギー等、環境全般を対象とした懇話会）を設置し、検討を行った。懇話会は、市民・自治会・消費者団体・事業者・行政・県・市等で構成され、10 回程度開催した。
見直しの効果	

##### 【見直し項目】

	改正前（導入当初）	改正後	詳細等
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃・不燃の分別</li> <li>リサイクルの促進</li> <li>ごみ処理手数料の費用負担の公平化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化と資源の分別の促進</li> <li>ごみ処理手数料の費用負担の公平化</li> </ul>	
導入	平成 6 年 7 月（導入）	平成 18 年 10 月（改正）	
料金体系	一定量無料型	排出量単純比例型	
分別区分	4 品目 可燃ごみ： 不燃ごみ： 資源物 大掃除：（粗大ごみ。 年 2 回実施）	17 品目 （H19 年より 18 品目） 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 有害危険ごみ 粗大ごみ（可燃、不燃） 資源物（13 品目）	
料金水準		従来の手数料を基本として淡路島内の他の市町を参考に、料金水準を決定。	
	可燃ごみ	単価 1 円/ kg・L 小袋 15 kg・L：15 円/枚 大袋 35 kg・L：35 円/枚	移行措置として、H18 年 9 月に新指定ごみ袋を無料配布 1-4 人世帯 可燃ごみ 50 枚（小） 不燃ごみ 6 枚（小） 5 人以上世帯 可燃ごみ 50 枚（大） 不燃ごみ 6 枚（大）
	不燃ごみ	単価 1 円/ kg・L 小袋 15 kg・L：15 円/枚 大袋 35 kg・L：35 円/枚	
	資源ごみ	無料	
収集方法	集積箱（ステーション回収）：市内約 600 箇所	ステーション回収（可燃・不燃）：市内約 600 箇所 エコステーション回収（資源ごみ）：市内 158 箇所	
徴収方法	有料指定袋（一定量は無料配布）	有料指定袋	平成 19 年 3 月まで、旧制度のごみ袋も使用可能。 現在、旧：新=3：1 の割合で、新制度のごみ袋に交換。

<b>山口県 下関市</b>	常住人口	294,887人（平成18年4月1日）
	常住世帯数	127,834世帯（平成18年4月1日）
担当課：環境部環境政策課	面積	715.89km <sup>2</sup>
合併：平成17年2月13日に、下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町が合併	市内総生産	870,219百万円（平成15年度） 旧4町含む

## 10. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	ごみの減量化及び、費用負担の公平性を図るため	—
導入	平成9年6月（導入） 平成15年6月（改正：対象品目追加）	—
料金体系	排出量単純比例型	—
分別区分	10区分 燃やせるごみ：市指定有料袋 びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装：市指定有料袋 燃やせないごみ：納付券 有害ごみ、粗大ごみ：納付券 新聞紙、雑誌類、ダンボール：無料	—
料金水準	ごみ減量に成功した先進自治体を参考にし、市民の負担感の許容範囲で、且つ市民がごみ排出抑制の意識をもてるように設定。世帯あたり500円/月を超えない程度の負担を想定。	—
可燃ごみ	単価1円/L 特小袋 10L：10円/枚 小袋 18L：18円/枚 中袋 30L：30円/枚 大袋 45L：45円/枚	—
不燃ごみ	100円の納付券を貼付（戸別収集）	—
有害ごみ	100円の納付券を貼付（戸別収集）	—
資源ごみ	びん・缶 小袋 18L：10円/枚 中袋 30L：15円/枚 大袋 45L：20円/枚 ペットボトル 小袋 18L：10円/枚 中袋 30L：15円/枚 大袋 45L：20円/枚 プラスチック製容器包装 小袋 18L：10円/枚 中袋 30L：15円/枚 大袋 45L：20円/枚	—
収集方法	ステーション回収、戸別収集	—
徴収方法	有料指定袋、納付券	—
手数料収入の用途	一般会計の特定財源として充当	—
財政負担	有料化導入時には、全戸配布したごみ百科の作成・市民への広報に係る経費・指定ごみ袋購入等の経費。 有料化導入後は、有料化運用のごみ袋購入、ごみ袋保管・配送業務委託、収納業務委託等の経費等	—

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民説明会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総説明会回数 665 回（うち、自治会説明会 581 回）</li> <li>・ 説明会への総参加者は 46,678 人（うち、自治会説明会 40,389 人）であり、旧下関市全世帯数に占める割合は、43.4%。</li> </ul> </li> <li>●広報の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ本、ごみ収集カレンダー、パンフレットの作成・配布</li> <li>・ 市報・ラジオCM・テレビCM・新聞広告等による周知徹底</li> </ul> </li> </ul>
その他の施策との併用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別区分の見直し</li> <li>●生ごみ堆肥化容器購入費補助制度           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 15 年度は、制度利用数が 4 倍に</li> </ul> </li> <li>●再資源化推進事業奨励金制度</li> <li>●地区指導員の確保・育成</li> </ul>

### 【導入の経緯】

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>有料化を導入した燃やせないごみ、粗大ごみについては相当の効果が認められるものの、ごみ総量の大部分を占める有料化を見送った他のごみについては目だった効果が認められない。</p> </div>	<p>H9 6月30日：燃やせないごみ・粗大ごみを有料化 市民の負担増になるため、燃えるごみ等の指定袋による有料化は見送った。一定期間排出内容を調査し、効果がない場合には指定袋の検討を行う予定としていた。</p> <p>H13 11月：下関市廃棄物減量等推進審議会 ごみ袋の指定や資源ごみの分別収集方法の変更等について諮問</p> <p>H14 7月：6回の審議を経て、下関市廃棄物減量等推進審議会から有料指定袋制が望ましいとする答申をいただく 9月：条例の改正が議会にて可決</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>H17年2月 市町村合併</p> </div>	<p>H15 1月：住民説明会開始 5月：ごみ本、カレンダー、袋引換券全戸配布 6月7日～7月6日 ：指定ごみ袋無料配布 6月30日：新ごみ収集体制導入</p> <p>H17 10月：手数料金変更（びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装）</p> <p>H18 4月：手数料金変更（燃やせるごみ）</p>

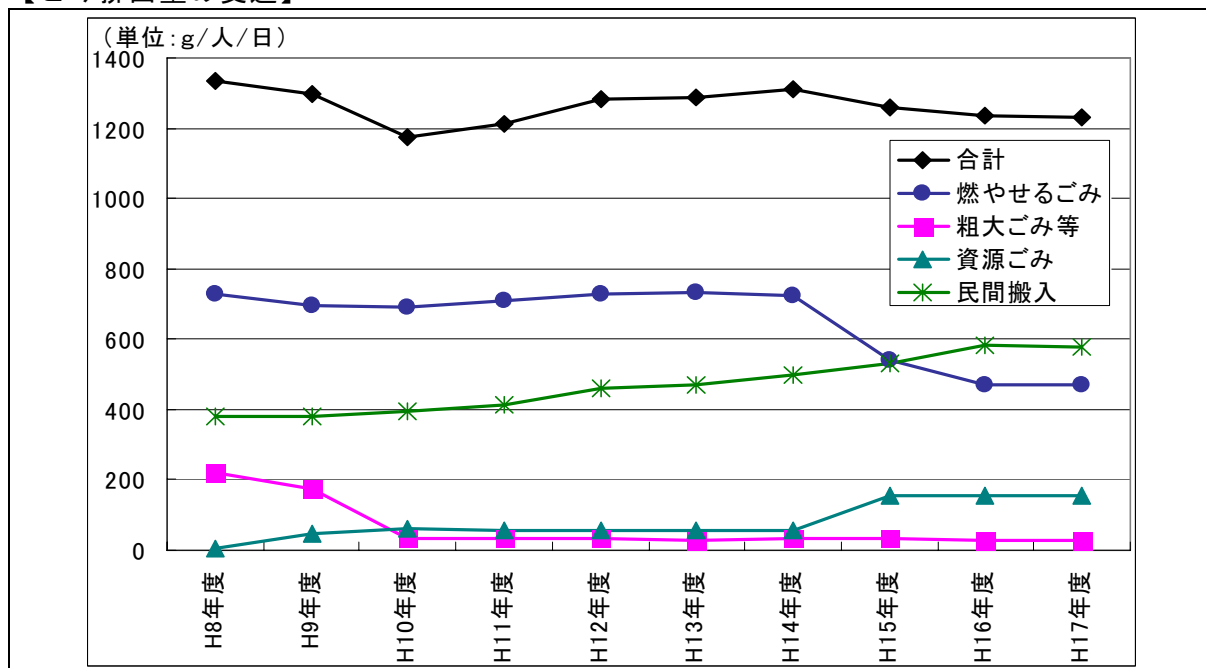
### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ収集量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物排出量の減少 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集量が、約2割減少</li> </ul> </li> <li>●ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ行政に対する住民感情の悪化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入直後、一時的にそのような傾向が見られた。</li> <li>・有料化料金変更を求める署名が提出される</li> <li>・有料化導入時に「ごみ袋が高い」という有料化反対の御意見をたくさん頂いたが、現在では市民のごみ減量意識が高まっており、ごみ処理費用の一部を負担することに対し、「ある程度の負担はやむをえない」という意識を多くの市民が持っていることが、平成18年度に実施した市民アンケートの結果から得られている。</li> </ul> </li> </ul>
ごみ排出削減効果の評価・対策	導入前と比較し、ごみ収集総量は約2割減少し、その後もリバウンドは見られていない。
不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化直後、不法投棄の通報件数が増えたが、多くは粗大ごみや産業廃棄物であるため有料化による増加ではなく、通報に関する意識が上がったものと考えている。</li> <li>・不法投棄対策として、監視カメラの設置や不法投棄ホットラインの設置等の対策を行っている。</li> </ul> </li> <li>●不適正排出の防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化を実施する平成15年6月30日までに、「有料化を知らなかった」という市民がいないようにする必要があり、広く市民に周知することに力を入れた。」</li> <li>・指定ごみ袋は、袋の中身が見え、一目でどの袋か分かるよう、袋全体に着色をした。また、取手、両脇マチの他、エンボスなど視覚障害者に対する配慮も行った。</li> </ul> </li> </ul>

燃やせるごみ用



【ごみ排出量の変遷】





#### 4. 有料化制度の見直し

<p>制度の見直し方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象品目の追加（平成 15 年 6 月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入当初（平成 9 年）は市民の負担増になるため、一定期間排出内容を調査し、効果がない場合には指定袋の検討を行うことを条件に、燃やせるごみ等の指定袋による有料化は見送られた。</li> <li>・ 有料化を導入した燃やせないごみ、粗大ごみについては相当の効果が認められるものの、ごみ総量の大部分を占める有料化を見送った他のごみについては目だった効果が認められなかったため、燃やせるごみ等の指定袋の有料化導入を決定。</li> <li>・ 有料化対象区分を 2 区分（燃やせないごみ、粗大ごみ）に、5 区分（燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、有害ごみ）を追加</li> </ul> </li> <li>●合併による見直し（平成 17 年 2 月～） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併に際して、料金を改正</li> <li>・ 旧下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町が平成 17 年 2 月に合併した。旧下関市・菊川町・豊田町（中間処理：焼却）と旧豊浦町・豊北町（中間処理：固形燃料化）とで、ごみ処理体制が大きく異なっており、まだ統一されていない。</li> </ul> </li> </ul>
<p>見直しの効果</p>	<p>平成 15 年 6 月の見直しにより、ごみの減量やごみ問題等に対する市民意識の向上に効果があった。</p>

#### 【見直し・改善】

	導入当初 平成 9 年	見直し 平成 15 年	見直し 平成 17 年 2 月～
変更点		対象品目追加	合併による料金改定
分別区分	5 区分	10 区分	10 区分
料金水準			
可燃ごみ	無料	有料（指定袋） 単価 1.2 円/L（中袋） 小袋 18L：20 円/枚 中袋 30L：35 円/枚 大袋 45L：50 円/枚 ※平成 16 年度から特小袋（10L：10 円/枚）を導入	有料（指定袋） 単価 1 円/L（中袋） 特小袋 10L：10 円/枚 小袋 18L：18 円/枚 中袋 30L：30 円/枚 大袋 45L：45 円/枚
不燃ごみ	有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋	有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋	有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋
有害ごみ	無料	有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋	有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋
粗大ごみ	有料（納付券・戸別収集） 品目毎に設定	有料（納付券・戸別収集） 品目毎に設定	有料（納付券・戸別収集） 品目毎に設定
資源ごみ （びん・缶、 ペットボトル、プラスチック製容器包装）	無料	有料（指定袋） 単価 0.6 円/L（中袋） 小袋 18L：15 円/枚 中袋 30L：20 円/枚 大袋 45L：30 円/枚	有料（指定袋） 単価 0.5 円/L（中袋） 小袋 18L：10 円/枚 中袋 30L：15 円/枚 大袋 45L：20 円/枚

<b>福岡県福岡市</b>	常住人口	1,401,212人(平成18年4月1日)
	常住世帯数	651,928世帯(平成18年4月1日)
担当課：環境局計画課	面積	340.60km <sup>2</sup>
合併：	市内総生産	63,158億円

## 11. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的・背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出者責任の明確化</li> <li>負担の公平性の確保</li> <li>ごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけづくり</li> </ul>	
導入	平成17年10月	
料金体系	単純従量制 (人口流動が毎年10%(10万人)あり、超過制や二段階制では、行政コストが非常に大きくなるため)	
分別区分	燃えるごみ：市指定有料袋 燃えないごみ：市指定有料袋 空きびん・ペットボトル：市指定有料袋 粗大ごみ：粗大ごみ処理券貼付	
料金水準	人口10万人以上の都市のデータによると、大袋で40円以下では減量効果が期待できないとの分析の基、以下のように設定	
可燃ごみ	単価1円/L 小袋 15L：15円/枚 中袋 30L：30円/枚 大袋 45L：45円/枚	処理施設に持込10kgまでごとに140円
不燃ごみ	単価1円/L 中袋 30L：30円/枚 大袋 45L：45円/枚	
資源ごみ	空きびん・ペットボトル 中袋 30L：15円/枚 大袋 45L：22円/枚	
収集方法	原則戸別収集	
徴収方法	指定袋のメーカーは、事務委託した外郭団体が、競争入札により、袋の種類・容量ごとに選定有料指定袋販売による(販売価格は条例に定める手数料の金額)	
手数料収入の用途	一歳入：27億円 一歳出：ごみ処理経費の特定財源270億円に充当。 ←また、一般財源より毎年10～15億円が、新たに創設された「環境市民ファンド」に充てられる。ファンドの用途は、①ごみ減量・リサイクル事業、②環境教育・啓発事業、③環境保全事業、④環境美化活動の4事業である。	
財政負担		

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケートの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年に設置された福岡市循環型システム研究会（市長の私的諮問機関）が平成14年1月に有料化を提言。その検討過程で市民アンケートを実施したところ、有料化の賛成意見が多かった。</li> </ul> </li> <li>●意見交換会・住民説明会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年4月よりごみ処理基本計画の改訂に着手し、平成15年11月より有料化等の住民意見交換会を実施</li> <li>・平成17年3月に有料化が議会にて可決され、4月より住民説明会を実施</li> </ul> </li> </ul>
その他の施策との併用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校区紙リサイクルステーションの設置</li> <li>●地域集団回収報奨制度報奨金の増額</li> <li>●環境市民ファンドの創設</li> <li>●事業系古紙回収の促進</li> <li>●自己搬入事前申込制度の導入</li> <li>●夜間パトロールの実施（10月より3ヶ月間）</li> </ul>

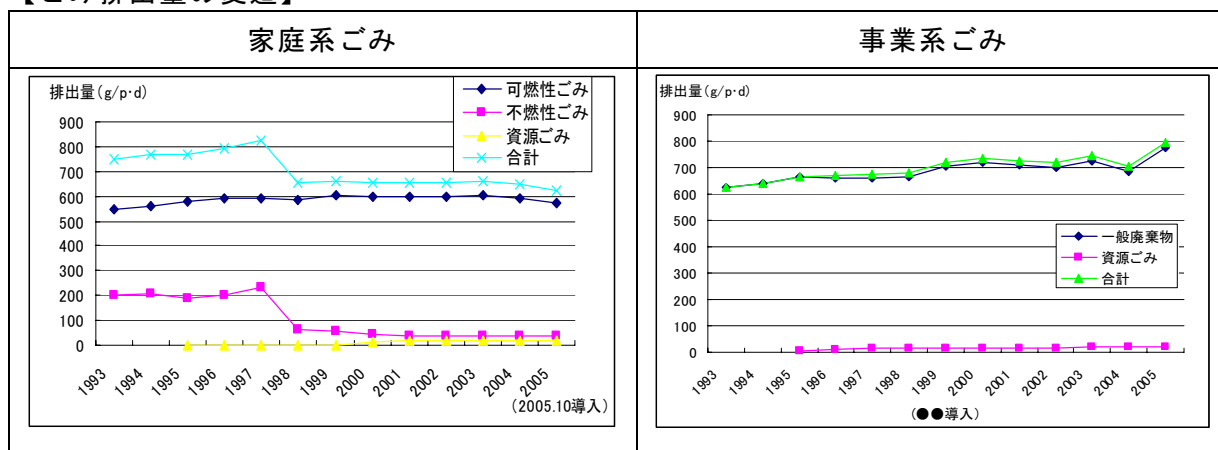
### 【導入の経緯】

家庭系ごみ	事業系ごみ
家庭ごみ有料化の背景と経緯	
H9.12	指定袋制の導入、3分別収集開始、粗大ごみの有料化、ステーション廃止
H12.4	空きびん・ペットボトル分別収集開始
H12.8	市長の私的諮問機関「福岡市循環型システム研究会」設置。
H13.2	研究会「中間とりまとめ」公表。意見募集・意見交換会・アンケート調査実施。有料化について、賛成48.9%、反対34.6%。
H13.12	研究会「最終報告書」受理。「福岡式循環型システム」の提言を受ける。
H14.4～	ごみ処理基本計画改定及び家庭ごみの有料化の検討に着手
H15.11～	ごみ処理基本計画住民意見交換会実施。 （期間1年間のべ172回、7200人。パブリックコメント（意見211名））
H16.12	ごみ処理基本計画「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定
H17.3	有料化条例議案上程・可決（環境市民ファンド条例議案上程・可決）
H17.4	4月環境市民ファンド（基金）創設。 CM等で有料化周知広報、5月～住民説明会実施（110回のべ6100人）
H17.10	家庭ごみの有料化開始・新指定袋へ変更。（9月から新指定袋販売開始）

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ処理基本計画の目標としてH27年にH14年度比10%のごみ減量を目標としているため、この評価の中で有料化についても評価する。
正の効果	ごみ量が約10%減少。有料化開始後1年目のアンケート調査の結果、ごみ減量・リサイクルへの関心が強くなった人が約7割であった。また、紙類や食品トレイなどはリサイクルに回す人が増加し、燃えるごみと出す人が減少した。
負の効果	有料化直後は、コンビニエンスストアのごみ箱や資源回収ボックス利用のマナーが悪くなった。
ごみ排出削減効果の維持・対策	古紙リサイクルステーションの増設等により、紙のリサイクルを強化した結果、約10%のごみ減量効果を維持、古紙を含めたごみ減量・リサイクル率も前年度の16.1%から19.4%に増加した。
不法投棄の増減評価・対策	有料化に伴う不法投棄が懸念されたため、有料化前後3ヶ月間、不適正排出パトロールを強化した。その結果、有料化開始後の不法投棄の増加は見られなかった。

#### 【ごみ排出量の変遷】



#### (1) 減量・リサイクル効果及び課題

有料化を開始した10月、可燃ごみは約16%、不燃ごみは約40%減少した。有料化により市民のごみ減量・リサイクルの意識や行動の変化は見られるが、ごみ減量効果は中長期的に判断していく必要があり、現時点で効果を検証することはできないが、この減少傾向を持続していくことが課題である。そのためには、本市の可燃ごみの約4割を占める新聞やチラシなど紙のリサイクルに、市民がもっと取り組みやすい環境づくりが必要である。

#### (2) 市民の理解

手数料収入が増えれば、財源は増えるかもしれないが、市民の行動が変化し、循環型社会構築に結びつかなければ意味がない。有料化を単なる袋の料金の値上げだと思っている人も多いため、有料化を成功させるためには、「なぜ、有料化を実施するのか」という、有料化の趣旨を十二分に理解してもらうことが重要である。このため、本市においては、住民説明会を議会可決の前後、通算約300回開催し、膝をつき合わせて対話した。大都市においては、開催回数や参加人数にも限界があるが、この意見交換会が、住民の意識啓発に大きな効果を生み出したと思う。

#### (3) 財源の使途の明確化と透明性の確保

さらに、有料化は、概ね時代の流れで、負担の公平性の確保という意味では当然であるという賛成意見が多い中で、有料化で得られた財源の使途の明確化と透明性の確保が必要である。

### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し方法	・ H27年度には必ず見直しを行うが、それまでも毎年、減量効果の推計と定期的に市民への意識調査を行う予定。
見直しの効果	